



Title	国際裁判管轄に関する判例研究 - その一、財産法 -
Author(s)	矢吹, 徹雄
Citation	北大法学論集, 38(5-6下), 457-480
Issue Date	1988-07-30
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/16616">http://hdl.handle.net/2115/16616</a>
Type	bulletin (article)
File Information	38(5-6)2_p457-480.pdf



[Instructions for use](#)

## 国際裁判管轄に関する判例研究

— その一、財産法 —

## 第一序

今日、世界的な規模で人の交流や取引が行われるようになってきた。これにともない涉外民事事件がわが国の裁判所に係属することが増えてきた。ところが、わが国には国際裁判管轄に関する明文の規定がないため、涉外事件でしばしば国際裁判管轄が争われ、これに対する判例・学説も区々にわかれている。しかし、わが国の裁判所に管轄があるか否かが、実際に裁判を

矢吹徹雄

して見なければ分からない、裁判管轄の有無の争いだけで何年も裁判を続けるというのは、民事訴訟手続のあり方として好ましくない。そこで、本稿は、国際裁判管轄についての全体的な準則を考える予備的な作業として、戦後の判例をおして、我国で現実適用されている国際裁判管轄に関する準則がどのようなものであるかを明らかにすることを目的とする。本稿では、判例のうち、財産法に関する判例を取り上げ検討することとする。<sup>(1)</sup>

財産法の分野では、最高裁昭和五六年一〇月一六日判決（民集三五巻七号一二二四頁）が、「思うに、本来国の裁判権はその主権の一作用としてされるものであり、裁判権の及ぶ範囲は原則として主権の及ぶ範囲と同一であるから、被告が外国に本店を有する外国法人である場合はその法人が進んで服する場合はほか日本の裁判権は及ばないのが原則である。しかしながら、その例外として、わが国の領土の一部である土地に関する事件その他被告がわが国となんらかの法的関連を有する事件については、被告の国籍、所在のいかんを問わず、その者をわが国の裁判権に服させるのを相当とする場合のあることを否定し難いところである。そして、この例外的扱いの範囲については、この点に関する国際裁判管轄を直接規定する法規もなく、また、よるべき条約も一般に承認された明確な国際法上の原則もいまだ確立していない現状のものとにおいては、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理にしたがって決定するのが相当であり、わが民法の国内の土地管轄に関する規定、たとえば、被告の居所（民法二条）、法人その他の団体の事務所又は営業所（同四条）、義務履行地（同五条）、被告の財産所在地（同八条）、不法行為地（同一条）、その他民法の規定する裁判籍のいずれかがわが国内にあるときは、これら

に関する訴訟事件につき、被告をわが国の裁判権に服させるのが右条理に適用するものというべきである。」という原則を明らかにした。その後の多くの下級審判決も、「特段の事情のない限り」という制限を付加した上で、文言上は最高裁判決の原則に従っている。本稿では、この文言にとらわれないで、どのような事実関係の事件で裁判所は国際裁判管轄を認めたら、あるいは否定したかを整理することにより、現実には右原則が文字どおり適用されているか、あるいは何らかの修正が加えられているかを検証していくことにより、国際裁判管轄に関し現実に適用されている法を明らかにする。そのために、本稿では、判例を整理して民事訴訟法の土地管轄の裁判籍に対応するような方法で裁判籍に関する原則をまとめ、それについて説明を加える方法で叙述する。

なお、本稿で取り上げる主な判例は次に示すものであるが、これらの判例については、「東京地判五四・三・二〇」<sup>(12)</sup>「と」<sup>(13)</sup>というように表示する。

①東京地裁昭和二九年六月九日判決・下民集五巻六号八三六頁

②東京地裁昭和三四年六月一日判決・下民集一〇巻六号一二〇四頁

- ③ 東京地裁昭和四〇年四月二十六日決定・労民集一六卷二号三〇八頁
- ④ 横浜地裁昭和四一年九月二十九日判決・下民集一七卷九・一〇号八七四頁
- ⑤ 東京地裁昭和四二年一〇月一七日判決・下民集一八卷九・一〇号一〇〇二頁
- ⑥ 東京地裁昭和四五年三月二七日判決・下民集二二卷三・四号五〇〇頁
- ⑦ 東京地裁昭和四七年五月二日判決・下民集二三卷五〇八号二二四頁
- ⑧ 大阪地裁昭和四八年一〇月九日中間判決・判例時報七二八号七六頁
- ⑨ 東京地裁昭和四九年七月二十四日判決・下見民集二五卷五〇八号六三九頁
- ⑩ 最高裁昭和五〇年一月二十八日判決・民集二九卷一〇号一五五四頁
- ⑪ 東京高裁昭和五一年五月二七日判決・下民集二七卷五〇八号三二四頁
- ⑫ 東京地裁昭和五四年三月二〇日判決・判例時報九二五号七八頁
- ⑬ 最高裁昭和五六年一〇月一六日判決・民集三五卷七号一二四頁
- ⑭ 東京地裁昭和五六年一月二七日中間判決・判例タイムズ四六〇号一二〇頁
- ⑮ 東京地裁昭和五七年四月二二日判決・判例タイムズ四七六号一一八頁
- ⑯ 東京地裁昭和五七年九月二七日判決・判例時報一〇七五号一三七頁
- ⑰ 大阪地裁昭和五八年九月三〇日判決・下民集三四卷九〇二号九六〇頁
- ⑱ 東京地裁昭和五九年二月一五日判決・判例タイムズ五二五号一三二頁
- ⑲ 東京地裁昭和五九年三月二七日判決・下民集三五卷一〇号一一〇頁
- ⑳ 大阪地裁昭和六一年三月二六日中間判決・判例タイムズ六〇一号六五頁
- ㉑ 東京地裁昭和六一年六月二〇日判決・判例タイムズ六〇四号一三九頁
- ㉒ 東京地裁昭和六二年五月二八日中間判決・判例時報一二三二号四〇頁

(1) 国際裁判管轄に関する判例を総合的に研究したものと  
して竹下守夫「判例からみた国際裁判管轄」NBL三八  
六号一九〇三八頁(一九八七年)が本稿出筆中に発表さ  
れたが、時間の制約もあり充分参照し得なかった。

## 第二 検討

原則一、被告の住所が日本にある場合、日本の裁判所は国際  
裁判管轄を有する。

この原則に基づいてのみ我國の裁判所に国際裁判管轄を認め  
た判例は判例集には登載されてはいない。しかし、アメリカ在  
住のアメリカ人が日本在住のアメリカ人に対し不法行為(不倫)  
に基づく慰料請求事件で、控訴人(被告)が管轄を争ってい  
ないにもかかわらず、東京高判五一・五・二七(11)は、「控訴  
人はアメリカ合衆国の国籍を有し、一九三八年以降引続き日本  
に居住し家庭をもって輸出入事業の会社を経営していることが  
認められるから、被控訴人が日本に来たつて自ら日本に住所を  
有し日本で事業を営む控訴人に対し本件訴を提起するにつき日  
本の裁判所が裁判権を有することは問題ない」と判示し、この  
原則をまとめ、最判五六・一〇・一六(13)等の多くの判決も

この原則を前提としている。

ところで、右最高裁判決によれば被告の国籍が日本にあれば  
当然に日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるようにも見え  
る。しかし、タイに永住する意思をもってタイに居住する日本  
人(加害者||被告)がタイで起こした交通事故につき、被害者  
である日本人が日本に帰国後、日本の裁判所に損害賠償請求の  
訴を提起した事件で、東京地判五四・三・二〇(12)は国籍に  
ついては考慮にいれず、証拠の収集、取調べの便宜、被告の防  
禦の便宜、原告の被る不利益等を総合勘案して我国に国際管轄  
を認めている。これに対し、国籍によってのみ日本の裁判所の  
国際裁判管轄を認めた事件はない。従って、我国では、財産法  
上の訴については、国籍による特別裁判籍は認められていない  
と考えられる。

(2) この原則によってのみ管轄が認められる事件は、日本  
に住所を有する外国人が、外国で履行すべき債務につい  
て日本の裁判所に訴を提起された事件で、被告が欠席し  
たか出頭して管轄を争った場合である。しかし、欠席判  
決の場合はほとんど判例集に登載されることはなく、ま  
たこのような事件で被告が国際裁判管轄を争うことも稀  
有なので、この原則の適用例を判例集に見出すことは困

難である。

従って、身分上の事件では、国際裁判管轄の基礎としての住所概念と民法の住所概念（民法の住所と民事訴訟法の住所は同じ概念と考えられている）と同一か否かについて言及する判例があるが、財産法上の事件についてはこの点に言及する判例はない。

**原則二、契約上の訴について当該契約の義務履行地が日本にある場合、日本の裁判所は国際裁判管轄を有する。**

一般論として義務履行地の裁判籍を認める判決としては、横浜地判四一・九・二九④、最判五六・一〇・一六⑬<sup>3</sup>、東京地判五九・三・二七⑱、東京地判六二・五・二八⑳などがある。しかし、現実に義務履行地の裁判籍が直接問題となつたのは次の八件ぐらいである。

(一)原告はアメリカ人で、日本に営業所を持たない被告アメリカ法人の極東方面のセールスマンとして雇用されていたが、解雇されたので被告に対しアメリカまでの帰国旅費を請求した事件で東京地判三四・六・一一②は、義務履行地が国際裁判管轄の連結点となることを前提とした上で、本件では当事者が日本を履行場所とすることに合意した証拠はないし、準拠法たるカルフォルニア州法によれば日本が履行地となるとの証明

もないとし、日本に義務履行地があるとはいえないと判示し管轄を否定した。

(二)香港の運送会社がデンマーク法人である被告会社に香港から横浜までの海上物品運送を委託し、般荷証券の発行を受け、これを日本法人である原告に交付した。原告は横浜で被告より積荷の引渡を受けたが、積荷が破損腐敗していたため、原告が被告に損害賠償の訴を提起した事件で、東京地判四二・一〇・一七⑤は、海上物品運送契約の準拠法は香港法であるとした上で「香港法においては債務不履行等から生ずる損害賠償義務すなわち金銭債務の履行の場所は、債権者の住所でないし営業所所在地であると解されるから、本件損害賠償債務の履行の場所は原告の営業所所在地である。従って民事訴訟法第五条の類推適用により、わが国の裁判所は、本件につき国際的裁判管轄を有する」と判示した。

(三)パリを支払地とする荷為替手形を有する日本法人である原告は、東京でA銀行（日本法人）にこの手形の取立委任をした。A銀行はこれをB銀行（アメリカ法人）パリ支店に委任し、B銀行パリ支店は、フランス法人である被告銀行パリ支店にパリで取立委任をした、しかし、被告銀行がこの手形金の支払を受けないで船荷証券を支払人に交付し、そのため原告は手形金

の支払を受けられなくなった。そこで、原告は被告に対し取立委任契約不履行に基づく損害賠償の訴を東京地裁に提起した。

この事件で東京地判四五・三・二七(6)は、本件契約の準拠法はフランス法であり、フランス民法によると契約上の義務履行地は「原則として義務者の住所とされているから、原告主張の債務不履行による損害賠償義務は、債務者たる被告の住所、すなわちフランス国内であるというべきである。してみると、本件について義務履行地を根拠としてわが国の裁判所に国際裁判管轄を肯定することはでき」と判示した。この判決が、義務履行地の裁判籍を認める立場か否かは必ずしもはっきりしない。義務履行地の裁判籍を認めるか否かは、わが国が義務履行地であると認定されたときに初めて明確にされるところ、本件ではわが国が義務履行地でないことされたため、義務履行地の裁判籍を認めるか否か明確に判断されていないからである。

(四)フランス法上の法人が日本法人の契約不履行を原因としてパリ商事裁判所に損害賠償の訴を提起し、その勝訴判決に基づき、東京地裁に執行判決の請求を求めた事件で、東京地判四七・五・二(7)は、義務履行地は国際裁判管轄の連結点とならないから、義務履行地のみを国際裁判管轄の連結点としてなされたパリ商事裁判所の判決は民訴法二〇〇条の要件を欠いて

いるとして請求を棄却した。

(五)原告である日本法人が東京都内で、東京都内にある銀行の預金口座に振り込んで弁済をする約定で被告であるアメリカ法人に貸付けたが、被告がこれを返済しないので原告が貸金返還請求の訴を提起した事件で、東京地判五六・一・二七(14)は、前掲の最判五六・一〇・一六に依拠して、本件貸金の義務履行地が日本にあるから、わが国の国際裁判管轄が肯定されると判示した。

(六)原告が台湾法に基づいて設立された法人に輸出代金の請求をなし、これに併せて日本に住所を有する被告会社代表者に取締役の責任を追求した事件で東京地判五七・四・二二(15)は、民訴法五条、一五条に従いわが国の裁判権に服すると判示した。しかし、この事件では被告代表者が日本に住所を有し、日本で継続的に取引をし、代表者個人も被告となっているという要素があり、実質的にもつばら義務履行地の裁判籍が問題となった事件とはいえない。

(七)パナマ法人(原告)がアメリカ合衆国カリフォルニア人(被告)に対し、被告がアメリカで原告の船舶に対し違法な差押をしたため損害が生じたと主張し、不法行為に基づく損害賠償請求の訴を提起した事件で東京地判五九・二・一五(18)

は、日本民法上日本が義務履行地になるが不法行為に基づく損害賠償請求事件について義務履行地の裁判籍を認める必要はないと判示し、訴を却下した。

(八)台湾で台湾法人の航空会社が運航する国内線のジェット機が墜落した事故で、被害者である日本人の遺族(日本人)が、アメリカ法人であるジェット機メーカー及び販売会社(航空会社で中古機を売却したもの)に対し不法行為に基づく損害賠償を請求した事件で、東京地判六一・六・二〇(21)は、民法四八四条によれば、本件の被告らに対する訴はわが民事訴訟法五条の定める義務履行地の裁判籍が認められる余地も全くないとはいいい切れないとしながらも、本件にはわが国の裁判所で審理した場合に当事者の公平、裁判の適正・迅速に反する特段の事情があるとして訴を却下した。

義務履行地の裁判籍が直接問題となったこれらの判決に共通な事は、国際裁判管轄の連結点としての義務履行地には、当事者が義務履行地と合意した場所だけでなく、当事者の合意のない場合に準拠法上決まる義務履行地も含むという考え方である。この考え方を前提として、不法行為に基づく損害賠償請求権については、わが国に義務履行地があることを理由としてわが国の国際裁判管轄を認めたことはないが、契約に基づく裁判

については、わが国に義務履行地があればわが国の国際裁判管轄を認めるといふのが判例の傾向であるといえる。しかし、これが確立した判例の流れであるとは言えない。なぜなら、契約に基づく債権についても義務履行地の裁判籍を否定する

(四)事件があり、実際に義務履行地の裁判籍によつてのみわが国の国際裁判管轄を肯定したのは(二)事件と(五)事件だけだからである。また、学説にも義務履行地の裁判籍を無条件に認めることに批判的な立場が多いからである。義務履行地の裁判籍を無条件に認めることに反対する主な根拠は、①不法行為に基づく損害賠償請求権の場合どこで裁判が提起されるか被告に予測ができなくなること、②準拠法が持参債務の原則を採用すると被告に全く関係のない原告の住所に常に管轄を認めることになり公平の原則に反すること、③準拠法の指定のある場合を除き準拠法が法廷地の国際私法により決まり、義務履行地を訴を提起される国が予測できないこと、④準拠法の指定がある場合でも、当事者が通常これにより裁判管轄まで決する意思はなく、準拠法の指定のある場合でも当事者の公平に反することになることなどである。しかし、学説も前端的に義務履行地の裁判籍を否定するわけではなく、契約で義務履行地を合意している場合、特定物の引渡地の場合には義務履行地の裁判籍を



認める立場が多い。<sup>(7)</sup>

確かに、義務履行地の裁判籍を認めることには、原告の住所地での裁判を容易にし被告の応訴を困難にする<sup>(8)</sup>、どこで裁判が提起されるのか予測が困難となるという不合理がある。しかし、当事者が履行地を合意している場合にそこで裁判が行われるとしても必ずしも被告に予想外の不利益をもたらさないこと、運送契約の到達地、物の引渡地の場合はその場所に債務不履行の証拠があることが多いことなどから義務履行地の裁判籍を認めても良いであろう。このように契約上の債務について義務履行地の裁判籍を制限的に解する立場から見ても(二)、(五)事件の結論は支持できるものである。<sup>(9)</sup>

従って、学説を考慮して今後判例が「義務履行地」を制限的に解釈していく可能性もあり、冒頭にかかげた判例の原則は確立されたものではない。

- (3) 本件は被告の営業所が日本にあるという要素も加わる事件なので本文で取り上げた八件に加えなかったが、控訴審の名古屋高裁昭和五四年一月一二日判決は義務履行地が日本にあることを理由にわが国の裁判所の国際裁判管轄を肯定している。

(4) たとえば、池原季雄・平塚真「渉外訴訟における裁判

管轄」実務民事訴訟法6巻三ページ以下、二〇ページ(一九七一年)、横山潤・ジュリスト一二七ページ(一九八三年)など。

(5) 横山・前掲

(6) 横山・前掲

(7) 池原・平塚・前掲、横山・前掲など。もつとも全面的

に否定する立場として澤木敬郎「新版国際私法入門」二一―ページ(一九八四年)。

(8) わが国のように民法が持参債務の原則を採用している場合は、国内の土地管轄の分配としても義務履行地の裁判籍を無条件に認めることに疑問が提起されている。たとえば新堂幸司「民事訴訟法」六八ページ(一九七四年)。

(9) (四)事件の事実関係が判例集から良くわからないが、本来の売買物件の引渡地がフランスであったなら私の立場からはフランスの裁判所の国際裁判管轄が肯定される。この判決の文言は国際主義的立場に立つように見えるが、事案の解決としては自国民(被告日本人)保護をはかったものように思われる。

原則三、差押うることを得べき被告の財産が日本にあるとき

は、日本の裁判所は国際裁判管轄を有する。

この原則も一般論として最判五六・一〇・一六(19)で言及されているが具体的に問題となった事件は少ない。

(一) 東京地判三四・六・一一(2)は、原告Xが被告Yの商品見本などを仮差押した後に、Y(アメリカ法人で日本に支店はない)に対し二五〇〇ドルまたは九〇万円の帰国費用を請求した事件で、被告がわが国内にいやしくも差し押さえるべき財産を有する限り、その種類、数量、価額のいかんを問わずわが裁判権が及ぶものとするときは、わが国に現在し、少くともわが裁判所を択んだ原告の利便にはかない、かつ実効性を収めるものとは言い得ても、日本に現在しない被告にとっては著しい不利益を免れないこととなる。被告の財産がわが国土の一部である土地で、これを直接の目的とする財産権上の請求の如きものならば、その財産とわが国との関連が緊密であるが、その財産が動産の場合はその土地との結びつきはきわめてうすいこととなる。しかも本件財産は原告の主張する如き若干の商品見本その他であり、原告が日本のみならず極東各地にセールスマンとして行動していたことからすれば、それらの財産が本邦内に存在したのはたまたまそうであったという偶然の結果に近いといわなければならない。この程度の関連性はまだわが裁判権が外

国にある外国人(ないし外国法人)に及ばないとする原則に対する例外とするには十分でな」と判示し、その他の裁判籍も認められないとして訴を却下した。

(二) オランダ法人Yの所有する船舶と日本人Aの乗ったヨットが衝突しAが死亡したため、Aの遺族がたまたま横浜港に寄港したYの船舶の仮差押を求めた事件で、横浜地判四一・九・二九(4)は、日本に財産があれば「判決の実効を確保できるので特に裁判権を認めたものというべく、その財産が土地と結びつきのうすい動産であろうと偶然存在したものであろうと問わないものと解する」と判示し管轄を認めた。

(三) アメリカ合衆国で係属中のアメリカ法人Y(ただし日本法人の子会社)からの求償権請求訴訟の被告である日本法人Xが、Yに対し当該債務の不存在確認を求めた訴で、大阪地判四八・一〇・九(8)は、Yの財産が日本にないので、財産所在地の裁判籍に基づく管轄は成り立たないと判示した(ただし不法行為地が日本にあるとして管轄を肯定した)。

(四) 日本に支店を有するインド法人のX銀行が、インド人であるYに対し、Xの大阪支店及び香港支店とYの取引に基づく当座貸越金を請求した事件で大阪地判五八・九・三〇(10)は、被告が応訴したこと、被告は日本に住所はないが日本に居住地

を有すること、「被告は、原告大阪支店との取引に関し大阪市内にある被告所有の不動産について根拠当権を設定し、日本国が被告の一般責任財産の所在地であることが認められる」と判示して管轄を肯定した。

(四)事件は被告が応訴しており、後に述べるように特に管轄に言及しなくても良い事件であるが、財産がわが国にあることをわが国の裁判管轄を肯定する一要素に加えることを肯定した判決といえる。他方(一)判決は財産所在地の請求をほとんど全面的に否定しているが、具体的事件としても、①アメリカ人とアメリカ人間の帰国旅費請求事件であつて帰国後アメリカでの訴訟が容易なこと、②日本国内にある被告の財産が少額であると思われることが、管轄を否定する要因として働いたものと思われる。

(二)事件という例外はあるが判例は財産所在地の裁判籍を認める傾向にあると言える。ただ、財産所在地の裁判籍を認める根拠は、財産所在地で判決を求めれば外国判決の承認手続等を経ることなくただちに強制執行ができ裁判による迅速な紛争解決の実行性ははかられることと、そのような財産を守るため財産所在地で応訴させても被告に無理を強いることにならない点にあると思われる。そうすると、請求債権に比べ、その国にあ

る財産が小額な場合は判決の実効性の確保という根拠を欠くので裁判管轄を否定すべきと思われる。このような観点から見るど、「差押えることを得べき財産」とは何ら制約なく文字どおり解すべきなのか、価額的に何らかの制約をとまうことになるのかは、現状では、判例で必ずしも明らかにされていないと言ふべきであろう。

原則四、被告が外国に本店を有する外国法人<sup>(10)</sup>であっても、被告の営業所が日本にあるときは、当該営業所の業務に関する訴については日本の裁判所が国際管轄を有する。

2 被告が国際的な運送業を営む場合、被告の営業所が日本にあるときは、運送業務に関する訴については、当該営業所の業務に関しないものであつても日本の裁判所は国際裁判管轄を有する。

この原則の前半については、これを直接争点とする判例はない。被告が日本に営業所を有し、その業務に関連して日本の裁判所に訴を提起された場合、管轄を争うことがないからである。しかも、このような事件について判例も裁判管轄について何も言及していないことを考えると、この原則の前半については自明のこととされているとかがえられる。<sup>(11)</sup>

これに対し、この原則の2の部分についてはいくつか判例が

ある。

(一) アメリカ人である原告は、アメリカ法人である被告との雇傭契約に基づき、日本で日本航空にパイロットとして派遣されていた。被告の日本の航空会社に対するパイロット派遣業務は日本にある現業務所で行っていたが、被告が原告を解雇したので、原告が賃金仮払処分を申請した事件で東京地決四〇・四・二六(③)は、「外国法により設置された法人といえども、わが国内に事務所等を置いて営業を行う場合、わが国の裁判権に服すことは多言を要しない」と判示して、わが国の国際管轄を肯定した。

(二) 日本人Aがマレーシア国内でマレーシア航空とマレーシア国内の都市間の国内航空運送契約を締結し、マレーシア航空の飛行機に搭乗したが、その飛行機が墜落したため死亡した。そこでAの遺族がマレーシア航空に損害賠償を請求した事件で、名古屋地裁昭和五四年三月一五日判決(⑬の一審)は、本件が被告の日本営業所の業務に関する事件でないこと等を認定した上で、被告の営業所が日本にあることからただちにわが国に国際裁判管轄を認めることはできないと判示し、わが国の国際裁判管轄を否定したが、その上告審で最判五六・一〇・一六(⑭)は、被告マレーシア航空の営業所が日本にあるというこ

とから日本の裁判所の国際管轄を認めた。

(三) 日本法人Aが外国法人Bとミラノから成田までの運送契約を結び、これにもとづきBが被告Y(KLMローヤルダッチエアライン)とミラノから成田までの航空運送契約を締結した。Yが都合でミラノからアムステルダムまで陸上運送をしている時に運送品が盗難にあった。そこで、Aに保険金を支払ったXがYに損害賠償請求訴訟を提起した事件で、東京地判五七・九・二七(⑯)は、ワルソー条約が適用されるのは、運送人、荷送人、荷受人に限られ、本件のYのような運送人から運送を委託された実行運送人には、荷送人、荷受人との関係では同条約の適用はないと判示した上で、被告Yの営業所が日本にあることから国際裁判管轄を認めた。

(四) 台湾で発生した飛行機事故の遺族が当該飛行機を製造したボーイング社とこれを中古機として航空会社に販売したユナイテッド・エアライン社(この会社も航空運送会社であるが本件事故と運送契約上の関係はない)に対し損害賠償を請求した事件で、東京地判六一・六・二〇(⑰)は、ユナイテッド社につき同社が日本にあることから一応わが国の裁判管轄を肯定しながら、本件には特別な事情があるとして管轄を否定した。

(五) イベリア航空の飛行機とアビアシオン航空の飛行機のス

ペインでの衝突事故につき日本人被害者の遺族が両者に損害賠償を請求した事件で、東京地判六二・五・八(22)は、イペリア航空については、日本に営業所があることから日本に国際裁判管轄が認められ、さらに日本で国際運送契約を締結しているのでワルソー条約二八条からも管轄が認められると判示した(三)事件と同じ合議体の判決である。

(六) パナマ法人がアメリカ法人(銀行)に対しアメリカでの不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起した事件で東京地判五九・二・一五(18)は、被告が「昭和五四年四月一七日東京に駐在員事務所を設置し、事務所代表顧問、秘書各一名を置き、銀行業務は行わず、日本及び太平洋地域各国の経済に関する情報収集、日本及び太平洋地域各国所在の取引先及び取引工作先に関する情報の収集、その他被告の業務活動に資する調査、連絡事務を行わせていること」を認定し、このような駐在員事務所は「営業所」に該当しないが「事務所」には該当するように窺われる旨判示した。しかし、本件が、当該事務所の業務に関するものでないこと、本件と重複する訴訟が外国に係属中のことから、わが国に「事務所」が存在することを根拠とする裁判管轄を否定した。

右の一連の判例から明らかとなっており、判例は民事訴訟法の土

地管轄についての裁判籍がわが国にあればわが国の裁判所は国際裁判管轄を有するという原則をたてているため、被告の外国法人の営業所が日本にある場合は、民事訴訟法四条により日本に裁判籍があり、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めている。

民事訴訟法四条は同法八条と異なり、訴と営業所の業務の関連性を要求していないので、判例は、国際裁判管轄を認めるにあたり、文言上は営業所の業務と訴の関連性を要求していない。

しかし、(二)事件は、日本にある現業事務所の支配下で働いている従業員の解雇事件でまさに、日本にある事務所の業務と関連性のある事件であった。(三)事件は、成田を目的地とする運送契約に関する訴であり、一般に運送のクレームについては到達地の営業所がその処理にあたって不都合はないから、本件のように成田まで荷物が到達しなかった場合でも日本の営業所の業務と関連性が全くなかったとは言い切れない事件である。(五)事件は、被告アビアシオンについて併合裁判籍にもとづく国際裁判管轄を認めるため被告イペリア航空の裁判籍に言及したものであるが、被告イペリア航空は管轄を争わず、かつワルソー条約により管轄の認められる事件である。従って、営業所が日本にあることは管轄を認める上で重要な要素ではないが、日本で締結した運送契約に基づく運送の途上で生じた事故

に関する訴なので、営業所の業務と訴に全く関連性がないと言えない事件である。(四)事件および(六)事件は結果的に管轄を否定した事件であり、特に、(六)事件では、東京事務所の業務と関連性のないことが裁判管轄を否定する要素となっている。このように見ていくと(二)事件の最高裁判決の立場が全ての事案に実質的に適用されると下級審判決で考えられているか疑問である。最高裁判決の射程距離は、今のところ実質的には、<sup>13)</sup>国際的な運送会社の運送中の事故に限られると見るべきであらう。

民事訴訟法の土地管轄の規定から国際管轄を類推する場合、普通裁判籍の説明である四条を国際裁判管轄の特別裁判籍を認める根拠に使用すべきでないであらう。四条は、国際裁判管轄における法人の普通裁判籍の決定にのみ参照されるべきであり、四条二項、三項は参照の余地がない。特別裁判籍を認める根拠としては九条が類推されるべきである。営業所の業務に関しては営業所が最も良く事実関係を知っており、また証拠も営業所に多くあり、営業所所在地に裁判管轄を認めても被告の防禦権行使に不利益をもたらしたり、裁判の適正・迅速を害することはなく、九条は土地管轄に関して合理的であるだけでなく、国際裁判管轄に適用しても合理的であると言える。そうすると、

(二)事件の最高裁判決は制限的に解すべきである。その際(五)事件のように一応営業所所在地の裁判籍を広く認め、これを特別事情で制限する方法もあるが、裁判管轄についてはできるだけ争いのないよう明確にするという立場からは、営業所所在地の特別裁判籍自体に営業所の業務との関連性を要求することになるであらう。

(10) 国際裁判管轄の問題で、外国法人とは何かに直接言及する判例はないが、判例は、外国法に準拠して設立された法人を外国法人として解しているようである。また、本店とは登記された本店のみを言うのか、事実上本店として機能している営業所(外国法人についてこのようない営業所が日本にあることも考えうる)を含むか争いとなりうるが、この点についての判例は見当たらない。

(11) 東京地裁昭和五〇年三月二八日判決(判例時報七八六号八九頁)、東京地裁昭和五〇年二月一八日判決(判例時報七七二号九五頁)、(以上解雇事件)東京地裁昭和四八年二月二五日判決判例時報七四七号八〇頁、横浜地裁昭和四七年七月一七日判決(下民集二三卷五〇八号三八五頁)などでは、裁判管轄の有無が全く問題となっていない。

(12) 藤田勝利・判例時報一〇九一号一九二頁以下(昭和五八年)、一九七頁。

(13) 最高裁判決については国際運送に関するワルソー条約でさえ単なる営業所所在地に管轄を認めていないのに、国内運送に関する事件について当該運送に關知しない外国にある営業所の所在地に裁判管轄を認める合理性がどこにあるのか疑問が残る。強いて考えれば、国際的に事業を営む大会社と零細な消費者の間の訴訟ととらえ、消費者保護の観点から合理性を見出せるであろうか。

原則五、不法行為に關する訴については、その行為が日本で行われた場合は日本の裁判所は国際裁判管轄を有する。

2 不法行為の原因の発生した土地と結果の発生した土地が異なるときは、そのいずれかが日本にあれば、その行為は日本で行われたものと看做す。

不法行為に基づく損害賠償請求訴訟で、不法行為地の特別裁判籍に關する判決は四件ある。<sup>(14)(15)</sup>

(一)原告は日本法により設立した法人でプレス機を製造する会社であるが、これを訴外A(商社)に売却し、AはAの子会社でアメリカ法人である被告に売却し、被告はこれをBに、BはCに売却した。ところが、このプレス機を使用したCの従業員

が指を切断した。Dがアメリカで、原告、B、被告に製造物責任に基づく損害賠償の訴を提起したので、被告は原告にアメリカで求償権請求の訴を提起した。これに対し原告が被告に対し、求償権不存在確認の訴を提起した事件で、大阪地判四八・一〇・九(8)は、不法行為地には加害行為地を含むところ、本件プレス機は日本で設計製造されているから、かかる(設計または製造につき)欠陥のある本件プレス機械の製造(設計も含む)という加害行為がなされた土地が日本にあるとして管轄を肯定した。

(二)千歳発羽田行の全日空機が羽田沖で墜落した事故につき、日本在住の日本国籍を有する者の遺族が、航空機のメーカーであるアメリカ法人のボーイング社に対し製造物責任(不法行為)に基づく損害賠償の訴を提起した事件で東京地判四九・七・二四(9)は、「本件事故の発生した土地すなわちいわゆる結果発生地」も不法行為地に含むとして管轄を肯定した。

(三)原則四の(六)事件で東京地判五九・二・一五(10)は、「不法行為地」には、加害行為地のみならず、その結果の損害発生地も含めて考えることができる」と解されている。ところで、原告主張の本件不法行為による結果は、……本件不法行為による直接の結果ということとはできない」と判示し、わが国に国際

裁判管轄はないとして訴を却下した。

(四)日本国内で自衛隊のヘリコプターが墜落した事故で、その事故により死亡した隊員の日本在住の日本人遺族が、前記ヘリコプターの製造会社であるボーイング社に対し製造物責任(不法行為)による損害賠償請求訴訟を提起した事件で東京地判五九・三・二七(19)は「不法行為地には、加害行為のなされた土地のみならずそれに基づく損害の発生した土地も含まれる」とし、本件では、原告の製造にかかるヘリコプターが「日本国内で墜落し原告らに損害を生ぜしめ」たから日本が不法行為地にあたるとしてわが国の國際裁判管轄を肯定した。

不法行為に基づく損害賠償請求の涉外事件訴訟は多数あるが、不法行為の裁判籍を認めるか否かが争点となり、これに裁判所が判断を示したのは四件である。これらの事件は(三)を除きいずれも当初から製造地とは異なる国で使用されることが予定されていた製品の製造物責任に関するものであるが、四件とも不法行為地の特別裁判籍は認めており、傍論として不法行為地の特別裁判籍に言及する判例でもこれを否定するものはない、不法行為地の特別裁判籍を認めるのがわが国の確立した判例であると言える。

不法行為の加害地と被害地が異なる場合、加害行為地を不法

行為地とすることは、現実の適用例は(一)事件だけであるが、判例の文言からして争いがないと言える。製造物責任では、加害行為地は、設計・製造した地である。結果発生地も不法行為地になることについても判例上争いはない。問題は、結果発生地の意味であるが、(二)及び(四)事件では墜落事故が日本で発生し、かつ日本在住の日本人に損害が生じているが、判例が結果発生地とした要素は、事故が日本で発生したことにあると思われる。台湾での飛行機事故で日本人遺族が航空機メーカーであるボーイング社らを被告として不法行為にもとづく損害賠償の訴を提起した事件で、原告らが管轄原因として、営業所の所在、併合請求、義務履行地、不法行為地を主張したのに対し、東京地裁昭和六一年六月二〇日判決(前掲)は、ボーイング社につき併合請求の裁判籍と義務履行地の裁判籍の成立の可能性のみを認め、遭難者らの得べかりし利益の喪失地であり、原告らの損害発生地であるから、不法行為地である」という主張には答えておらず、これを否定する趣旨と考えられる。また、(三)事件でも、裁判所は、「船舶が拘束され運航できなかつた」のが結果であり、契約を解除されたり、船舶を売却したというのは二次的結果にすぎず、このような二次的結果の発生地は不法行為地でないとしている。しかし、(三)事件で不法行為地の特別



裁判籍を認める根拠として、証拠蒐集の便宜と被害者の起訴の便宜があげられていることを考えると、東京地判五四・三・二〇(12)のような事件で、事故により受傷した被害者が治療を受けている場所は結果発生地といわないかは必ずしもはつきりしない。他方、(二)、(四)事件では、日本向に製造された飛行機あるいは世界各地で使用されることが予想されるヘリコプター(16)の事故の事件であった。もし、事故を起した製品が日本で使用されることが予想されていない物であった場合、裁判所が同じ結論に達したかは必ずしも明らかではない。(17)ただ、現状では、物理的事故をとまう不法行為にあつては、物理的事故の発生地をもって結果発生地とするのが判例の立場であると言える。

(14) 不法行為に基づく損害賠償に関する裁判管轄の問題については、拙稿「パナマ国法人からアメリカ合衆国カリフォルニア州法人に対する損害賠償請求の訴えにつきわが国に裁判管轄が認められないとされた事例」(判例研究)北星論集二二号一二七頁以下(一九八四年)参照。

(15) 東京地判五七・四・二二(15)も管轄原因として不法行為地の特別裁判籍も挙げているが、判例集の記載からだけでは事実が詳細には分からないのでここでは検討の対象としない。

(16) この事件のヘリコプターは当初米軍に納入されたもので、当然、日本を含め世界各地にある米軍基地で使用されるのが予想されている。

(17) 拙稿・前掲論文一四五頁注(3)参照。  
原則六、不動産に関する訴は、当該不動産が日本にある場合に日本の裁判所は国際裁判管轄を有する。

わが国の領土の一部である土地に関する事件については、わが国に国際裁判管轄があると判例は一般的に考えている。このことは、東京地判三四・六・一一(2)、最判五六・一〇・一六(13)などで明らかにされている。しかし、この原則を事案の解決のために適用した事例として判例集に登載されているのは、東京地判二九・六・九(1)だけである。(18)この判決は、債務者が外国であるため、主権免責の問題と国際裁判管轄の問題の双方を含んでいるが、わが国の不動産に関する訴訟については、わが国が国際裁判管轄を有することを承認している。

しかし、どのような訴訟をもって不動産に関する訴訟といふかは明らかではない。右の東京地判の事件は、土地の所有権の帰属をめぐる紛争に関連し、債権者が債務者に対し、所有権に基づく妨害予防請求権により建物建築禁止等の仮処分を申請事件であった。おそらく、土地の引渡・妨害予防・妨害排除・登

記手続請求事件が不動産に関する訴訟であることは争いが無いと思われるが、土地売買契約に基づく代金請求訴訟あるいは土地売買契約解除に基づく損害賠償請求訴訟・土地の管理の瑕疵による不法行為に基づく損害賠償訴訟まで含むかは疑問である。

また、建物に関する訴訟を含むかは、判例が、「自国の領土の一部である土地」に関する訴訟と表現し、領土と結びつけて考えているので問題は残るが、日本の民法では、建物も不動産として土地と同様に取り扱っているので、これに含まれると考えられる。

(18) 当事者が外国人である日本の不動産に関する訴訟は数多くあるが、本件のような主権免責が問題となる特異な例を除き、当事者が管轄を争わないので、判例集に登載される判例がないものと思われる。

原則七、一の訴をもつて数個の請求をする場合、客観的併合である場合と主観的併合である場合とを問わず、一個の請求について日本の国際裁判管轄が認められるときは、その全ての請求について日本の裁判所は国際裁判管轄を有する。ただし、主観的併合にあつては相被告について合意管轄または応訴管轄により裁判管轄が認められる場合は、この限りでない。

客観的併合については、これを明示的に肯定または否定する判例はないが、必ずしも請求原因の全てに各別に裁判籍の有無を判断していない判例があるのでこれを肯定するものと思われる。

主観的併合については、東京地判五四・三・二〇(19)は、これを明示的に認めるわけではないが、被告がその住所から管轄の認められる相被告の従業員で、訴状等も相被告を通じて短期間に送達されることも管轄を認める一要素として考慮しているので、これを認めるのに好意的と思われる。しかし、運送中の運送品盗難事故に関し、荷受人に代位した保険会社が、契約運送人と実行運送会社に損害賠償請求事件を提起したところ、契約運送人はワルソー条約で管轄が認められるため管轄を争わなかつたが、実行運送人のみがこれを争つた事件で、東京地判五七・九・二七(20)は、当事者が併合裁判籍の主張をしなかつたこともあつて併合裁判籍について全く考慮しないで、被告の営業所が日本にあることからわが国の裁判籍を認めた。次に、東京地判六一・六・二〇日(21)は、相被告については営業所所在地の裁判籍を認め、被告につき併合裁判籍または義務履行地の裁判籍を生ずる余地はあるが、当該事件では特段の事情があるので管轄はないと判示した。同じ合議体による東京地判六

二・五・二八<sup>(22)</sup>は、相被告について営業所所在地又はワルソー条約に基づき日本に国際裁判管轄があることを認めた上で、被告について併合裁判籍により日本に国際裁判管轄を認めた。この裁判所は、義務履行地の裁判籍を否定しない立場をとっているので、本件では義務履行地の裁判籍に基づく管轄を認める余地があつたが、これに言及することなく、もっぱら併合裁判籍により管轄を認めている。そうして、本判決は相被告の管轄は、民法法一条ないし二〇条によりわが国内に裁判籍が認められる時だけでなく、他の法律・条約によりわが国に裁判籍が認められるときにも併合裁判籍が認められるとしている。

しかし、右の昭和六一年判決及び昭和六二年判決はいずれも同一事故について共同不法行為者に損害賠償を請求する事案であつて、民事訴訟法五九条前段にあたる場合である。従つて、民事訴訟法五九条後段にあたるような場合に裁判所が併合裁判籍を認めるか否かは未だ明らかでない。

(19) 東京地判五七・九・二七<sup>(16)</sup>では管轄を争つたKL M についてのみ中間判決をしているので主観的併合の事実は分らないが、終局判決である東京地裁昭和六〇年七月一五日判決(判例時報一二一一号一二〇頁)からこのことが明らかとなる。

原則八、ある訴訟事件について、当事者が日本の裁判所を管轄裁判所とする旨合意し、その合意が少なくとも当事者の一方の作成した書面に記載され、その書面が相手方に交付されているときは、その事件が外国の裁判所の専属的管轄に属さない限り、日本の裁判所は国際裁判管轄を有する。

2 ある訴訟事件について、当事者が外国の裁判所を専属的合意管轄裁判所にする旨合意し、その合意が少なくとも当事者の一方の作成した書面に記載され、その書面が相手方に交付されているときは、その事件が日本の裁判所の専属管轄に服するものでなく、指定された外国の裁判所が、その外国法上、その事件につき管轄を有するときは、その合意は有効である。<sup>(20)</sup>

本原則の前段は、わが国の裁判所の管轄を発生させる合意に関するものであるが、これについての直接の判例はなく、本原則の後段から推論したものである。一般に自国の裁判所の管轄を排除する合意(以下「排除合意」という)よりは、自国の裁判所の管轄を発生させる合意(以下「発生合意」という)の方が認められやすいので、この推論は成立すると思われる。<sup>(21)</sup>

この原則の後段については、最判五〇・一一・二八<sup>(10)</sup>がある。外国の裁判所を専属的管轄裁判所とする合意が、(イ)当該事件が日本の裁判所の専属的裁判管轄に服するものでなく、

(ロ) 指定された外国の裁判所が、その外国法上、当該事件につき管轄を有するときは、有効であることは、大審院大正五年一〇月一八日判決(民録二二輯一九一六頁)、東京地判四二・一〇・一七・⑤)及び右最高裁判決ならびにその一・二審判決も認めており、確立した判例と言える。その際に、指定された外国の裁判所の判決が日本で承認されるための要件を具備しているか否かを問題としないというのが右最高裁の立場である。

合意の方式について、右の最高裁判決は、少なくとも当事者の一方が作成した書面に特定国の裁判所が明示されていて、当事者間における合意の存在と内容が明白であれば足りるとしている。この事件の事案は、A B間で原糖の売買がなされ、売主Aが荷送人として海運業者Yと運送契約を締結し、本件管轄の合意の記載のある船荷証券の交付を受け、これを買主Bに交付した。しかし、Yの過失により原糖の毀損が生じたので、Bに保険金を支払った保険会社Xが損害賠償を請求した事案であった。東京地裁昭和四二年判決の事案も管轄の合意の記載のある船荷証券を海上運送人が荷送人に発行し、荷送人がこれを荷受人に引き渡したが、運送人の過失で荷物が毀損したので荷受人が運送人に損害賠償を請求したものであるが、裁判所は、「船荷証券に管轄合意の内容が明らかにして記載のある限り船荷証券

の所持を前提として行動する者は、右裁判管轄約款を含めて船荷証券の全約款を承認したものと解して、これと運送人との間に裁判管轄の合意が成立する」と判示している。この二件に共通なことは、船荷証券に管轄の合意文言が記載され、これが荷送人に交付され、さらに荷送人から荷受人に交付されていることである。従って、これらの判決は、船荷証券に管轄の合意文言を記載したときは、荷送人の署名がなくても合意が成立すると狭く解釈することもできる。しかし、諸外国の立法例が必ずしも書面による方式を要求していないこととか、取引の迅速等を書面を要求しない要素としているところからみると船荷証券以外の場合にもこの判決は適用となると考えられる。しかし、当事者の一方が作成し相手方に交付しないメモに記載があるときにまでその効力を認める趣旨とは考えられない。最高裁の事案を一般化しても、書面が相手方に交付されるという要素は残ると考えられる。<sup>22)</sup>

(20) わが国の判例は、わが国の裁判所が裁判をする際に管轄の合意が問題となる場合、その合意に日本の民事訴訟法の国際裁判管轄の合意に関する規定(実質法)が適用となると考え、国際裁判管轄の合意の方式、要件についての抵触法を考えない。すなわち、合意の方式、要件に

ついで常に日本法が準拠法であるという扱いをしている。従つて、判例から導いたこの原則は、実質法としての原則である。

(21) なお、日本の裁判所を専属管轄とする合意中、地の理由から日本の裁判籍が認められるときは、外国の裁判所の排除の合意であり、直接管轄の問題として日本の裁判所で問題となることはほとんどない。日本の裁判所に専属管轄を新たに発生させる合意は、日本の裁判所の管轄の発生との合意と外国裁判所の排除の合意の複合型で直接管轄としては発生の合意のみが問題となる。

(22) 合意が有効な場合、発生の合意にあつては日本の裁判所に管轄が生じ、消滅の合意にあつては日本の裁判所に管轄を失う。消滅の合意による管轄権不存在の申立は、このことに留保しないで本案について答弁したときは、主張し得なくなることや判例は前提としている(大阪地判六一・三・二六(20))

原則九、被告が第一審裁判所において管轄違ひの抗弁を提出せずして本案につき弁論をなし又は準備手続において申述をなしたるときは、日本の裁判所は国際裁判管轄を有する。

応訴管轄を認めることを直接明らかにしたのは、大阪地判六

一・三・二六日(20)だけである。事案は、原告が日本に住所を有するドイツ人たる被告に対し手形訴訟を提起し手形判決を得たが、その異議訴訟の第一回口頭弁論期日で異議をとどめないうで本案について答弁した後、第六回口頭弁論期日になつて、合意管轄に基づき管轄を争つたものである。本件では、外国裁判所の専属管轄の合意の抗弁は本案について弁論した後は提出できないとすれば、わが国に被告の住所地があることから当然に管轄を認められた事件であるが、裁判所は応訴管轄を認めた。また、大阪地判五八・九・三〇(17)も、わが国の裁判管轄を認める根拠の一要素として、「本件においては、被告が自ら進んで裁判所の裁判権に服し、訴訟を進行してきた」ことを挙げており、応訴管轄に好意的な判断を示している。

当事者が国際裁判管轄の有無について争うことなく応訴し、裁判所が国際裁判管轄について何ら判断を示していない事件が多くあるが、これらも少なくとも応訴管轄が生じているから判断を示す必要はないと考えていると見ることもでき、応訴管轄を認めるのが判例の立場であるといえる。

原則一〇、他国の専属的国際裁判管轄に服する事件については、原則一ないし九により日本国内に裁判籍がある場合といえども日本の裁判所は国際裁判管轄を有しない。

国際裁判管轄についても専属的裁判管轄のありうることは、  
 最判五〇・一一・二八(10)、大阪地判六一・三・二六(20)等  
 の認めるところである。しかし、いかなる事件が専属管轄に属  
 する事件かについては未だ判例はない<sup>(23)</sup>。

(23) 大阪地判六一・三・二六(20)は、他国に属する土地  
 を直接の目的とする争訴は、その他国の専属管轄に属す  
 ると判示するが、これは傍論であり、また、土地を直接  
 の目的とする争訟の意味が明確でなく、いかなる事件が  
 専属管轄に服するかを明らかにした判決とはいえない。

原則一、原則一ないし九の原則、条約、法律によりわが国  
 の国際裁判管轄が認められる場合でもわが国で裁判を行うこと  
 が当該訴訟における具体的事実関係に照らして、当事者の公平、  
 裁判の適正、迅速を期するという理念に反する結果となるとき  
 は、裁判所は訴を却下できる。

この原則は抽象的なので、この原則の下で裁判所がどのよう  
 な場合に訴を却下しているかを検討する必要がある。この原則  
 を適用して訴を却下した事案は、東京地判五九・二・一五(18)  
 及び東京地判六一・六・二〇(21)である。昭和五九年判決は  
 原則四に基づく裁判管轄に関し、訴訟が当該事務所業務に関  
 連しないものであること、既に外国の裁判所に本訴請求と一部

重複するか関連する訴が係属しており、わが国でも審理をする  
 と判断が矛盾、抵触する恐れのあること、被告だけでなく原告  
 にとつても先行する訴訟の係属している外国の方が証拠蒐集に  
 便利なことを挙げ管轄権を行使しないとされている。しかし、こ  
 れらの要素のうち外国に訴訟を係属していることについては、  
 これを考慮しない大阪地判四八・一〇・九(8)、東京地裁昭和  
 六二年六月二三日判決(判例時報二四〇号二七頁)があり、  
 決定的なものといえないであろう<sup>(24)</sup>。次に、証拠蒐集の便宜であ  
 るが、この点に関し、東京地判五四・三・二〇(12)、東京地判  
 六二・五・八(22)は、外国の方が証拠の収集、取調べに便宜  
 だとしても司法共助によりその証拠を収集しうるから、日本で  
 裁判を行わない決定的な理由とならないとしている。昭和五九  
 年判決の事案は、司法共助を利用できる事案であり、これも決  
 定的理由ではない。そうすると、当該事務所に関係のない訴訟  
 であるという点が浮びあがってくるが、これは、営業所所在地  
 の裁判籍を原則四のように解することにより、原則一を持ち  
 出すことなく解決しうることになる。

昭和六一年判決では、被告が二名をおり、その二名ともが国  
 際裁判管轄を争ったが、裁判所は、その内一名につき営業所所  
 在地の管轄を、他の一名については併合裁判籍、義務履行地の

裁判籍の成立の余地を認めながら、原則一により訴を却下した。そこで考慮した要素は、事実認定に必要な証拠がいずれも外国にあるところ、当該外国とわが国の間には司法共助の取り決めがなく、その証拠を利用し得ないので適正な裁判を行えないこと、当該外国での裁判が可能なこと、当該外国の判決に従う旨被告らは保証しており判決の実効性に問題のないこと、原告らが当該外国で訴訟をする資力がないとは言えないことである<sup>(25)</sup>。これらのうち、外国で訴訟をしようことは、外国で現に訴訟が係属していることすら決定的理由となり得ないのであるから決定的理由ではない。しかし、外国で訴訟が不可能であれば、わが国で審理を行わないことは原告に対する司法的救済の拒絶になるから、必要条件と言うことはできる。外国判決の実行性の効力を失わせることを目的としたものであるが管轄権の行使を認めており決定的なものではない。しかし、わが国の判決に実効性はあるが外国の判決に実効性のない場合にわが国での審理を拒否することは原告に救済の道を閉ざすことになるから、外国判決の実効性は必要条件である。原告が外国で訴訟をできることも、同種の事案である東京地裁昭和六二年判決が原告に外国で訴訟を進行する資力がないことを認定しないで日本の裁

判所の管轄権行使を肯定していること及び東京地裁昭和四八年判決が原告は事実上外国で訴訟を進行し得ないけがの状態にあることを日本で審理をする根拠にあげていることからして、日本の裁判所で審理をしないことのための必要条件ではあるが充分条件ではないと言える。不法行為の責任原因に関する証拠が外国にあり、当該外国との間に司法共助のないことは、東京地裁昭和五四年判決、六二年判決が司法共助のあることを原則一を適用しない根拠としてあげているので、原則一を適用する充分条件のようにみえる。しかし、本訴では、少なくとも飛行機の機体に金属疲労のあったこと、それが原因で事故が起きたことは請求原因であると考えているようであるから、その点の立証の困難は日本を法廷地として選択した原告が甘受すべきであるから、はたして、司法共助のないことが決定的根拠となりうるか疑問である。本件が被告の日本にある営業所の業務と直接関係のない訴であること、あるいはわが国が遺族が日本にいたるところで損害賠償の義務履行地に過ぎないことが大きな根拠ではなからうか。そうすると本件も実質的には原則一の適用事例でなくなる。

ところで、東京地裁昭和六一年判決と六二年判決は同じ合議体に係属した類似の事件であるが、六一年判決の事案は、被告

両名が管轄を争った事、司法共助のないこと、航空機メーカー、販売会社に対する訴であるのに対し、昭和六二年の判決は被告の一方が管轄を争わないこと、司法共助のあること、運送会社に対する訴であることに差がある。特に、昭和六二年の事件で被告の一方がわが国の裁判権に服していることが重要となると思われる。原則一一に該当しないとされた昭和五七年判決でも二名の被告のうち一名は管轄を争っていないし、昭和五四年判決では被告両名が一応管轄を争っているが、被告のうち一名については日本に住所を有する日本法人で管轄を否定しにくい事件であった。これらの判決をも考慮すると被告が複数いる共同訴訟にあつては、被告のうち少なくとも一名が日本の裁判管轄を争わないときは、原則一一を適用しないのが現在までの判例の流れであると言える。このことは、国内の土地管轄に関する民事訴訟法三一条とことなり原則一一はもっぱら当事者の申立をもつて考慮されると言える。

(24) 外国に訴訟が係属していることは、本来的には「国際裁判管轄」の問題ではなく、「国際的重複訴訟」の問題であるが、我國の判例は、外国の裁判所に係属中の訴訟は重複訴訟としては考慮しない立場（本文に引用の判例）をとっているので、被告の応訴のわずらわしさという関

点から裁判管轄の問題に関連してくる。

(25) 本件で、原告らは当初アメリカで訴訟を提起したが、台湾が適切な法廷地であるとしてフォーラム・ノン・コンヴェニエンスにより却下されている。その後、原告らはあえて台湾でなく日本に訴を提起している。これは、原告らが勝訴した場合、アメリカで一番高く損害賠償を得ることができ、台湾ではその額が日本の判決より少なくなると考えたためであろう。本判決は、このような事情は考慮すべき要素にならないとしている。

〔追記〕本稿の校正段階で東京地裁昭和六二年一〇月二三日中間判決（判例時報一二六一号四八ページ）及び東京地裁昭和六二年六月一日中間判決（判例時報一二六一号一〇五ページ）に接した。一〇・二三判決は被告の財産が日本にのみ存在すること及び合意による義務履行地が日本にあることから主位的請求についてわが国に国際裁判管轄を認め、さらに主位的請求について管轄が認められることから併合請求についても管轄を認めた。これは原則四に新たな事例を追加するとともに、原則七の客観的併合について明示的な判断を示した



最初の事例である。また、六・一判決は、共同不法行為者の一人（日本に本店を有する日本法人）に国際裁判管轄が認められることから、他の共同不法行為者（右の日本法人の一〇〇パーセント子会社であるが、日本に営業所を有しない香港法人）にも共同不法行為に基づく損害賠償請求に裁判管轄を認めたもので、原則七の主観的併合について明示的に判断した最初の事例である。

## The Study of Cases of Jurisdiction

Tetsuo YABUKI\*

This note is an analysis of cases of jurisdiction, and clarify the principle of cases.